

注 意 事 項

注1 1名の債権者が1名の債務者につき複数の債務名義に基づいて申立てをする場合も1個の申立てとなります。

債権者が複数の場合は、数個の申立てとなるため、人数分の申立手数料が必要となります。

同一の債務名義に複数の債務者が記載されている場合は、財産開示手続の性質上、債務者ごとに申立書を分けて申立てをして下さい。

(例) 債権者1名、債務者1名、債務名義1通の場合	2000円
債権者1名、債務者1名、債務名義2通の場合	2000円
債権者2名、債務者1名、債務名義1通の場合	4000円
債権者1名、債務者2名、債務名義1通の場合	2000円×2 (債務者ごとに分けて申立て)

注2 申立書提出後に、予納金を納付するために必要な書面（保管金提出書）を送付（交付）します。事件終了後に残額が生じた場合は、還付手続を行います。

- 注3**
- (1) 申立書の作成方法
 - ア A4判縦の用紙に、横書き、左とじで作成してください。
 - イ 申立書表紙と各目録をホチキスどめし、その下部余白にページ数を付してください。
 - (2) 当事者目録
 - ア 申立て前に債務名義上の当事者の氏名（名称）・住所に変更や移転がないかを住民票等により必ず確認してください。
 - イ 債務名義上の氏名（名称）・住所について、変更がある場合は、氏名（名称）・住所のつながり（同一であること）を証明する住民票（戸籍附票）、戸籍謄本、商業登記事項証明書等を提出する必要があります。
例えば、住所が「A市→B市→C市」と移転している場合は、A市からB市、B市からC市へ移転したことが証明できる住民票等が必要です。

注4 執行文の要否や必要書類は債務名義の種類等によって異なります。

注5 詳細は、別途「[執行力のある債務名義・必要書類一覧表](#)」を確認してください。
